医政発0918第８号
令和８年９月18日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長
（公　印　省　略）

「医療計画について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の４第１項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき指針については、「医療計画について」（令和５年３月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）によりお示ししているところであるが、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、医療計画の作成と推進に遺憾なきを期されたい。